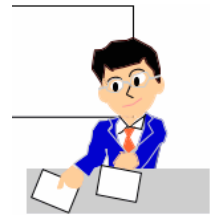


前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.8(平成21年5月号)



発行 高橋会計事務所(毎月10日発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビルE号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

Topic

▶ 法人が受取る生命保険金の扱い

法人が、その役員や従業員を被保険者として生命保険契約を結ぶことがあります。

仮に従業員が怪我をして入院、保険金が会社に支払われたとします。この場合、どのような処理になるのでしょうか。

▶ 保険金を社員に支給出来ない?

会社としては受取った保険金を一旦全額「雑収入」としたうえで、社員に対して見舞金を支払うのであれば「福利厚生費」として処理します。

ただ、受取った保険金を全額支給することは、認められない可能性があります。



▶ 保険金と見舞金は別モノ

その保険金は本来、社員の不在などによる会社の損失を補填するものです。

会社として社員に支給するのはあくまで“見舞金”であり、これは保険金とは切り離して考えるべき性質のものです。

▶ 見舞金として認められる金額

見舞金として認められる金額は、「社会通念上相当な金額」とされており、つまりは「常識的な見舞金の範囲」ということです。

入院見舞金の場合、一般に5万円程度だとする判決事例があり、それがひとつの目安とされるようです。

▶ 認められなかった場合は?

仮に「社会通念上相当な金額」でないと税務署が判断した場合は、臨時の給与として所得税が課されます。

役員であれば役員賞与ですから、損金算入も認められない、ということになります。

(山本)

Column

人生六掛け論

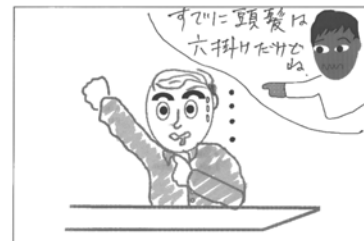
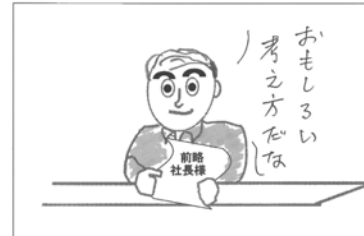
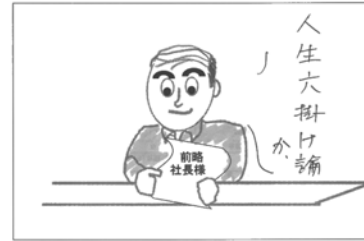
むかしむかしは「人生 50 年」と言われたが、現在の平均寿命は 80 歳程度である。

これを別の表現ですると、 $50 \div 80 = 0.6$ すなわち六掛けということになる。今の年齢の六掛けが「人生 50 年」時代の年齢というわけだ。

これなら、幕末維新の英雄が、30 歳前後で活躍していても、現在の感覚では $30 \div 0.6 = 50$ 歳くらいだと思えば、劣等感を持つ必要もない。

また、初めて実測による正確な日本地図を作成した伊能忠敬は、50 歳にして測量の勉強を始めたという。これなど現在の感覚では 80 歳にして新たな勉強を始めたことになる。

人生六掛け論（場合によっては七掛け論、八掛け論）は、いろいろなところでみかけるが、少し気が楽になり、少し勇気の出る考え方ですね。
(駿馬)



連載記事 ➡

変動損益計算書を読む 第八回

変動損益計算書を利用して算出する代表的な数値に損益分岐点売上があります。

売上高が損益分岐点より多ければ黒字になり、逆に少なければ赤字になります。

⑧ 損益分岐点売上は、経常利益がゼロになる売上高。

編集後記

このGWは高速道路 1000 円が適用される最初の大型連休でしたが、やはり各地でなが〜い渋滞が発生したようですね。

私は早々に車での遠出は諦めて、古い友人と都内散歩をしてきました。

隅田川で水上バスに乗っても、夜、ほろ酔い加減で歩いても、風が心地良い季節って実はすごく短いんですよね。 山本